

保険料例 (月払・口座振替扱) 保険期間: 終身 保険金額: 1,000万円の場合 2020年4月1日現在

保険料 払込期間	男性				女性			
	契約年齢 (被保険者)				契約年齢 (被保険者)			
	20歳	30歳	40歳	50歳	20歳	30歳	40歳	50歳
55歳満了	22,600円	32,330円	55,300円	—	22,290円	32,020円	54,450円	—
60歳満了	20,440円	27,910円	43,170円	87,640円	20,150円	27,640円	42,410円	84,390円
65歳満了	18,920円	25,030円	36,390円	62,270円	18,600円	24,660円	35,440円	58,970円
70歳満了	17,890円	23,170円	32,400円	50,680円	17,450円	22,590円	31,060円	46,760円
75歳満了	17,220円	22,010円	30,090円	44,790円	16,610円	21,150円	28,220円	39,970円
80歳満了	16,850円	21,370円	28,840円	41,850円	16,040円	20,160円	26,370円	35,950円
85歳満了	16,660円	21,060円	28,260円	40,530円	15,660円	19,520円	25,220円	33,600円

くわしくは…

お支払いの対象となる疾病について

疾病	対象となる疾病
がん*1	がんの責任開始期以後、初めてがん(悪性新生物)にかかったと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき(がんの責任開始期とは、責任開始日からその日を含めて90日目までの日をいいます。) 対象: がん(悪性新生物)。ただし、下記①、②は対象となりません。 ①上皮内新生物 ②皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌
急性心筋梗塞*2	<つぎのいずれかに該当された場合> ・急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき ・急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、病院または診療所で公的医療保険の医科診療報酬点数で算定される手術を受けたとき 対象: 虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞。ただし、狭心症等は対象とはなりません。
脳卒中*2	<つぎのいずれかに該当された場合> ・脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害等他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ・脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所で公的医療保険の医科診療報酬点数で算定される手術を受けたとき 対象: 脳血管疾患のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞。

- *1 責任開始日からその日を含めて90日目までの日を翌日より前に、がんにかかったと一度でも診断確定されていた場合には、がんを原因として支払われる特定疾病保険金は保険期間を通じて支払われません。この場合、この保険は所定の急性心筋梗塞または脳卒中を対象とした保障として継続しますが、保険料の変更(減少)はありません。
- *2 責任開始日以後の疾病を原因として発病した急性心筋梗塞または脳卒中が対象となります。
- ※ 癌の進行度を示す指標*3においてステージ0(0期)の病期分類となっている疾病は、特定疾病保険金のお支払対象ではありません。たとえば、上皮内癌、非浸潤癌(非浸潤性乳管癌、腎盂・尿管・膀胱における乳頭状非浸潤癌等)や大腸の粘膜内癌等は、特定疾病保険金のお支払対象ではありません。
- *3 国際対がん連合(UICC)により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」のことをいいます。

死亡保険金即日支払サービスについて

- このサービスでお支払いする死亡保険金は、被保険者で通算して1,500万円*4または死亡保険金の額のどちらか少ない金額を上限としてお支払いします。
- *4 お受取人への口座振込の場合。
当社ライフプラン・コンサルタントによる現金持参の場合は500万円を上限とします。
また、口座振込と現金持参を併用することはできません。
- 死亡保険金は、所定の手続書類を受領し、午前中に本社での受付処理が完了した場合、当日お受取りいただけます。それ以降は翌営業日となります。なお、金融機関によっては、午後3時までに着金せず窓口での払出しができない、または担当ライフプラン・コンサルタントが当日現金を持参できない場合があります。
- 以下の場合など、このサービスがご利用できないご契約があります。
- ・契約日(あるいは最後の復活日、復旧日)から2年未満で被保険者が死亡された場合
 - ・死亡保険金の受取人が法人または個人事業主の場合
 - ・死亡保険金の受取人が二人以上の場合
 - ・死亡保険金の受取人が未成年者の場合

低解約返戻金特則について

- この保険には低解約返戻金特則が付加されています。保険料払込期間(低解約返戻金期間)中における解約返戻金額は、この保険に低解約返戻金特則を付加しなかった場合の解約返戻金額に、低解約返戻金割合(70%)を乗じた金額となります。なお、保険料払込期間満了後の解約返戻金額は、この保険に低解約返戻金特則を付加しなかった場合の解約返戻金額と同額となります。
- 低解約返戻金割合は、契約者貸付および保険料の自動振替貸付にご利用できる金額や延長定期保険または払済保険への変更の際に用いる金額等にも適用されます。
- 低解約返戻金特則を解約することはできません。

リビング・ニーズ特約について

- 余命6か月以内の判断は、被保険者の主治医の診断や請求書類に基づいて、当社の医師の見解(場合によっては、社外医師のセカンドオピニオン)も含めて慎重に判断します。余命6か月以内とは、ご請求時において、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命6か月以内であることを意味します。
- ご請求金額は、ご契約の死亡保険金額の範囲内かつ同一被保険者の他のご契約と通算して3,000万円以内でご指定いただけます。
- リビング・ニーズ特約による保険金を被保険者がお受取りになる場合は、所得税法上非課税扱いとなります。(2020年3月現在。将来変更になる可能性があります。)

契約年齢等について

取扱範囲

契約年齢範囲(被保険者)	保険料払込方法
0歳~75歳	月払・半年払・年払

※契約形態・保険料払込期間等によりお取扱いが異なる場合があります。

その他

- このパンフレットに記載されている主契約および特約はすべて無配当です。

※当パンフレットに記載している税務取扱については、2020年3月現在のものであり、法律改正および制度改正等により変わる場合があります。個別の税務取扱につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。



ジブラルタ生命保険株式会社

本社 / 〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

コールセンター **0120-37-2269** (通話料無料)

ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>

低解約返戻金特則付 特定疾病保障終身保険

(無配当)



The Gibraltar Life Insurance Co., Ltd.

三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)やゆとりある将来のために備える保険です。

1

がん・急性心筋梗塞・脳卒中になった場合

特定疾病保険金をお受取りいただけます。

例えば 治療費やリハビリ費、ご家族の生活費などにご活用いただけます。


※特定疾病保険金、死亡保険金、高度障害保険金のいずれかをお受取りいただいた場合、この保険契約は消滅し、以後の保障はなくなります。
※がんについては、この保険契約の責任開始日からその日を含めて90日目(翌日)が保障の開始日(がんの責任開始期)となる等、特定疾病保険金のお支払いには所定の条件があります。

2

万が一の場合

死亡保険金をお受取りいただけます。

例えば ご遺族の生活資金や死後の整理資金などにご活用いただけます。

 最高1,500万円までの死亡保険金を最短でその日のうちにお支払いする「死亡保険金即日支払サービス」をご利用いただけます。

3

高度障害状態になった場合

高度障害保険金をお受取りいただけます。

例えば 住宅のバリアフリー化や長期にわたる療養費などにご活用いただけます。



4

低解約返戻金特則付なので、保険料が割安です。

この保険には低解約返戻金特則が付加されています。保険料払込期間中の解約返戻金額を、**低解約返戻金特則を付加しなかった場合の70%**とすることにより、低廉な保険料水準を実現しております。

5

身体障害状態になった場合

保障は
継続します

不慮の事故により所定の身体障害状態になられたときは、**以後の保険料のお払込みが免除**になります。

さらに **疾病障害による保険料払込免除特約**を付加されますと、**疾病により**所定の身体障害状態になられたときに、以後の保険料のお払込みが免除になります。
※この特約の付加には別途保険料が必要です。



当パンフレットには、商品の仕組みや特徴をわかりやすくご案内するために商品の概要を記載しています。詳細については、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。なお、当パンフレットに記載しているお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点における、当社所定の範囲内でのお取扱いとなります。

「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」は、商品内容の詳細や「保険金をお支払いできない場合」などのお客さまにとって不利益となる事項、ご契約についての大切な事項などを記載したものです。

こんなときには、
こんな方法が…

一時的に保険料のご都合がつかないとき

① 保険料の自動振替貸付

保険料のお払込みをやめて、ご契約を続けたいとき

② 延長定期保険 **③ 払済保険**

保険料のご負担を軽くしてご契約を続けたいとき

④ 保険金等の減額

※ご契約からの経過期間、あるいは貸付金の有無等により、お取扱いできない場合があります。

その他にも活用方法はいろいろ！必要に応じた受取方法をご用意いたしました。

ご契約例

- 契約年齢(被保険者)：30歳(男性)
- 保険金額：1,000万円
- 保険期間：終身
- 保険料払込期間：60歳満了
- 保険料(月払・口座振替)：27,910円

お客さまのライフプランにあった保険料払込期間をお選びいただけます。



生きるための資金として受取る

リビング・ニーズ特約を付加されますと、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合、リビング・ニーズ特約による保険金をお受取りいただけます。

特約保険料は必要ありません

例えば

療養中の生活費や満足のいく最先端の治療を受けるなど、人生を自分らしく生きるための資金としてお使いいただけます。

リビング・ニーズ特約による保険金は非課税扱いです！



年金で受取る

保険金等の支払方法の選択に関する特約を付加されますと、保険金またはキャッシュバリューを年金としてお受取りいただけます。

※キャッシュバリューを年金でお受取りになる場合は、契約日から5年経過後よりお取扱いします。

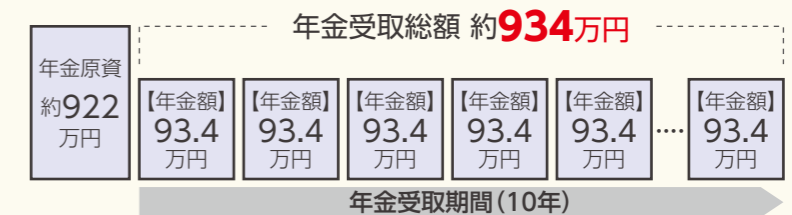
〈ライフプランに合わせて年金の種類をお選びいただけます。〉

<p>確定年金</p> <p>一定期間年金をお受取りになれます。年金を受取る期間を指定する「年金支払期間指定型」と年金額を指定する「年金額指定型」を選べます。</p>	<p>保証期間付 終身年金</p> <p>生きています限り年金をお受取りになります。</p>	<p>保証期間付夫婦連生終身年金</p> <p>ご夫婦のどちらか一方が生きています限り年金をお受取りになれます。</p>
--	---	---

例えば

【10年確定年金の場合】
上記ご契約例で60歳から年金で受取られた場合

特約保険料は必要ありません



例示の年金額は、2020年4月1日現在の基礎率等(予定利率等)に基づき算出したものです。実際の年金額は、年金基金設定時の基礎率等により新たに計算されますので、経済情勢等により基礎率等が変更された場合には、例示の年金額を下回る可能性があります。



備える理由

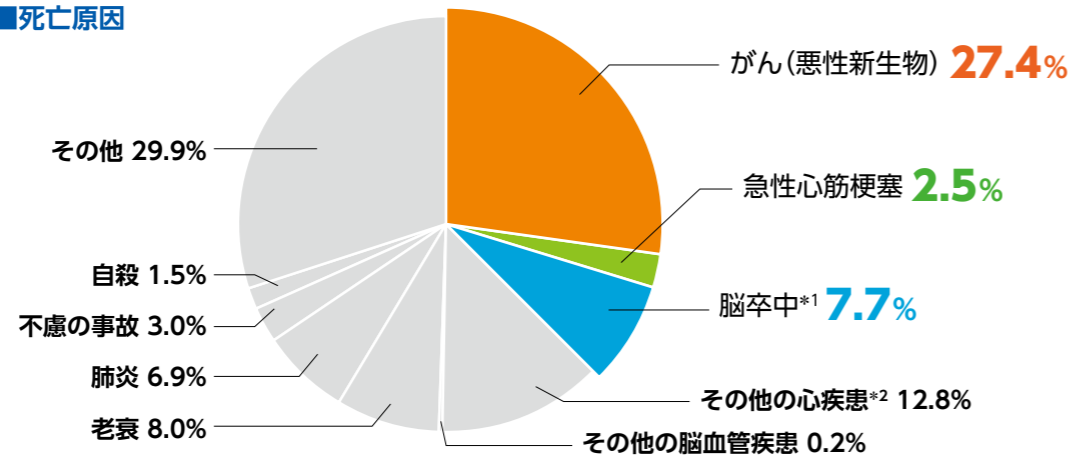
1

三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)のリスク、ご存知ですか?

死因

死因の1/3以上は三大疾病によるものとなっています!

■死亡原因



*1 くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞の合計 *2 高血圧症のものを除きます。
厚生労働省「平成30年 人口動態統計」をもとに当社にて算出(表示単位未満四捨五入)
(注)端数処理の関係で、合計が100.0%とならない場合があります。

40歳代以降は三大疾病で亡くなる方の割合が高くなっています!

■年代別にみた三大疾病による死亡者の割合

30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代
28.0%	44.1%	51.8%	56.8%	50.9%

※がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞、脳卒中の合計。なお、脳卒中は、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞の合計。
厚生労働省「平成30年 人口動態統計」をもとに当社にて算出(表示単位未満四捨五入)

罹患リスク

男性・女性ともに、おおよそ2人に1人が一生のうちに『がん』と診断されます!

■累積がん罹患リスク

	~39歳	~49歳	~59歳	~69歳	~79歳	生涯
男性	1.1%	2.5%	7.4%	20.5%	40.6%	61.9%
女性	1.8%	5.2%	10.6%	18.5%	29.0%	46.5%

(公財)がん研究振興財団「がんの統計2018年版[累積がん罹患・死亡リスク]」年齢階級別罹患リスク(2014年罹患・死亡データに基づく)全がん

三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)のリスクは40歳代から急激に増加し、各年代の死因において高い割合を占める深刻な病気です。

備える理由

2

「将来(資産形成)」について、老後を見据え今から考えておきましょう!

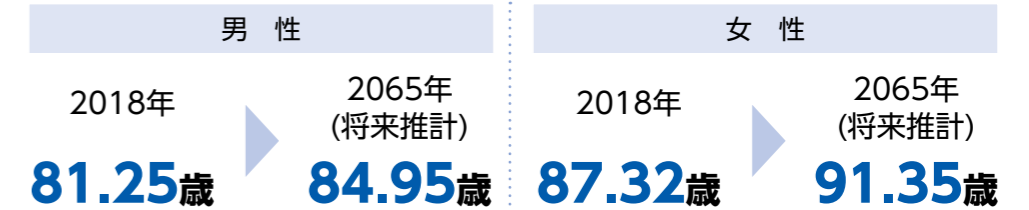
長生きする時代

平均寿命は延び、老後生活はより長いものに!

男女別平均寿命

生活環境の変化や医療技術の進歩によって、日本の平均寿命は延び、人生100年時代へ向かっています。

■平均寿命



厚生労働省「平成30年簡易生命表の概況」/内閣府「令和元年版高齢社会白書」

ますます進む超高齢社会では、長生きはうれしい反面、生活資金が枯渇するリスクを伴います。

老後の生活費

老後の生活費は、こんなにかかりそう?

老後の最低日常生活費(月額)

平均22.1万円

老後生活を仮に20年とするならば... 22.1万円×12ヶ月×20年=5,304万円

ゆとりある老後生活費(月額)

平均36.1万円

老後生活を仮に20年とするならば... 36.1万円×12ヶ月×20年=8,664万円

生命保険文化センター「生活保障に関する調査」において、老後生活の経済面での考え方の分析結果を掲載しています。/令和元年度

ご自身・ご家族の「毎月の生活費×12ヶ月×年数」を考えながら、早めの将来設計が必要です。